希望の郷 東村山

I 施設概要

所在地 東京都東村山市萩山町1-35-1

事業種別		定員
第1種社会福祉事業	施設入所事業	80人
	生活介護事業	110人
	短期入所事業	10人
第2種社会福祉事業	共同生活援助事業(1所5ユニット)	34人
	特定相談支援事業	_

Ⅱ 令和4年度の運営方針

事業団の運営理念の下、以下の3点を運営方針とする。

利用者の安全対策を最優先し、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、各事業や取組について、例年通り 実施するものとして策定した。そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、 感染防止の観点から、事業や取組を縮小することがある。

1 すべての利用者の安全と安心の確保を最優先した事業運営

施設入所支援事業、通所生活介護事業、短期入所事業等のすべての利用者の安全と安心の確保を最優先した事業運営を行っていく。

(1)専門的な支援の充実

重度の知的障害、重度の自閉症、強度行動障害、てんかん発作等を有する利用者の個性や特性の理解を促進し、合理的配慮や利用者の自己決定を尊重した利用者本位のサービスを提供していく。また、利用者の障害特性や支援度等に応じたユニット編成の中で、より専門的な支援の充実を図っていく。

利用者の健康・医療面等への適切な対応に向け、協力医療機関や地域病院と 施設支援職員・施設看護師が連携した支援を行っていく。

(2) 家庭的な生活環境の提供

利用者のプライバシーを守りながら、利用者個々の特性や好みを大切にした 居室環境の整備、落ち着いて過ごすことのできるユニット共有スペース環境の 整備等、できる限り、家庭的な雰囲気に近づけるようにする。

(3) 豊かな日中活動の提供

利用者が豊かでメリハリの持てる日中生活を送ることができるよう支援していく。利用者個々の特性や好みに合わせた各種活動(音楽活動・運動活動・鑑賞会・作業系活動・リラクゼーション系活動・身体維持系活動(入浴含む)・絵画活動等)を提供する。また、将来の地域生活移行を想定した1日通しの活動参加、余暇活動としての個別外出、ドライブ等の施設外での活動にも取り組んでいく。

2 地域福祉の向上への貢献

地域で暮らす重度障害者が、安全・安心した地域生活の継続ができるよう、通所生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、相談支援事業の運営等を行う。 事業の実施にあたっては、援護の実施機関や関係福祉団体、近隣自治会等と連携をしながら、地域福祉の向上に貢献する。

(1) 通所生活介護事業の運営

在宅やグループホームで暮らす重度知的障害者が、安全でより豊かな日中 活動ができるよう、入所生活介護と連携した運営を構築していく。

(2) 共同生活援助事業の運営

共同生活援助事業所「きらり」の4ユニット「きらり」「ウィズ」「けやき」「かえで」と入所支援・通所生活介護、利用者通所事業所等が連携しながら、 重度知的障害者の地域生活を支えるサービスに取り組んでいく。

(3) 短期入所事業と相談支援事業の運営

在宅で暮らす重度知的障害者(場合によってはその家族等)が、安全・安心 した地域生活の継続が図られるよう、短期入所事業、相談支援事業を実施す る。

3 効率的且つ安定的な施設(自主)運営の実現

運営体制の強化やコスト管理の徹底により、効率的且つ安定的な自主運営の実現を目指していく。

(1) 運営体制の強化に向けた取組

重大事故の防止に向けたヒヤリ・ハット、アクシデント事案の検証、マニュアルの改訂、不適切な支援・虐待防止の徹底等、リスクマネジメントの強化を図っていく。

(2) 職員育成と能力向上に資する研修体制

職員の経験や知識、職層等に応じた必要な研修を設定する。特に強度行動障害研修や虐待防止研修・施設内研究発表等を通じて、職員の能力向上・専門性の高い職員の育成を進めていく。

(3) 自主事業として、安定した運営を実現

介護給付費やサービス推進費等による収支状況や施設経営の仕組み等について、チーフを中心とした一般職員にも周知を図り、経営感覚を持った人材の

育成に努めていく。

Ⅲ 実施計画

令和4年3月1日現在、入所利用者の障害支援区分は、区分5の利用者が3.6%、区分6の利用者が97.4%となっている。通所生活介護利用者の障害支援区分は、区分4の利用者が2.9%、区分5の利用者が26.4%、区分6の利用者が70.7%と重度・最重度の知的障害者を受け入れている。入所・通所生活介護の利用者の平均年齢は、32.8歳となっている。

全ての利用者が重度・最重度の知的障害者であり、そのうち、約8割の利用者は重度の自閉症やてんかんを有している。加えて、約3割の利用者が、強度行動障害を有しており、その他の利用者も一定の行動障害を有する等、受入れが難しい利用者が入所または通所している。

令和4年度は、こうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組んでいく。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスを提供

(1) アクション① 権利擁護(虐待防止)の徹底

希望の郷 東村山職員規範の遵守とその実践を利用者支援の柱とし、不適切な支援の早期発見・改善、虐待の未然防止の徹底に向けた取組を強化する。

毎月開催する虐待防止委員会やチーフ会議を中心に、不適切な支援・虐待防止の 徹底に向けた取組(職員倫理綱領の周知徹底、悉皆虐待防止研修、eーラーニング 研修による虐待防止の理解促進、自己点検・相互点検に基づく改善計画・実施、過 去の事業団・施設における虐待事例の情報共有による風化と再発防止等)、風通し の良い職場作りの取組(サンクスカード、意見交換会の実施等)、訪問相談員(外 部委員)による利用者支援等の点検・意見交換に取り組んでいく。

また、虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会等が中心となり、「重大事故ゼロ運動」を実施し、職員の事故防止に向けた意識啓発、不適切な支援や虐待を未然に防ぐ取組の強化を図っていく。

事項	実施回数等	内容•協力機関等	
		・不適切な支援や虐待防止、風通しの良	
虐待防止委員会	年12回	い職場作り等に向けた取組	
		• 身体拘束禁止の検討及び周知	
権利擁護・虐待防止に	100%	園で実施する権利擁護や虐待防止に関す	
関する研修受講率	(全職員実施)	る研修に加えて、事業団共通の虐待防止	
関9の団で文語学 (土壌貝夫地)		研修(e-ラーニング)の実施	

(2) アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応 ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和3年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、 改善に取り組むとともに、令和4年度もサービス評価を受審する。

また、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

(ア) 障害者支援施設

- a 令和3年度評価結果における「特に良いと思う点」
 - (a) 日々の支援の良かった点や感謝を職員間で伝え合うことによってチーム力と風通しの良い職場環境ができている。
- (b) 障害特性に応じて、全ての利用者が豊かな日中生活や非日常を過ごせるように、様々な取組みを充実させている。
- (c) 利用者自身の意思表示が難しい場面も多いため、職員は家族との連携を図りながら必要な支援ができるように努めている。
- b 令和3年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」
 - (a) 権利擁護及び最善のサービス提供の実現のために、さらに意識を高めていくことに期待したい。
- (b) 組織的な情報共有や意思疎通の円滑化に意識的に取り組み、組織内コミュニケーションをさらに充実化させていくことに期待したい。
- (c) 多岐に渡る研修が活かされるよう、分かりやすいポイントを押さえた 記録の取り方への書式の改善が望まれる。
- c 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた計画
 - (a) 不適切な支援・虐待を未然に防ぐセルフ&アナザーチェックを年間4回(現行1回)に増やすとともに、外部講師によるスーパーバイズの活用、訪問相談員による支援現場の巡回等により、さらなる権利擁護及び最善のサービス提供の実現に向けた取組みを行う。
- (b) 経営会議での検討・決定事項や施設の運営や支援のあり方等に係る事項は、チーフ会議(毎月開催)において周知するとともに、サイボウズでの情報提供及びユニット会議での報告をおこない、組織的な情報共有や意思疎通の円滑化に取組んでいく。
- (c) 施設内で行う研修の振り返りシートは、全研修に共通した書式(記述) に加え、研修内容や受講対象者等に応じた記述・報告、ユニット会議等 でフィードバックとして活用できる報告書としていく。

(イ) 短期入所事業

- a 令和3年度評価結果における「特に良いと思う点」
 - (a) 障害者支援施設と同一
- (b) 落ち着いて過ごせるユニットを決め、提供されている日中活動も自ら 選び、快適な生活環境で過ごせるよう配慮している。
- (c) 利用者自身の意思表示が難しい場合も多いため、家族との関係を大切にして、利用者の生活を支えることができるように励んでいる。
- b 令和3年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- (a)(b)(c)障害者支援施設と同一
- c 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた計画
 - (a)(b)(c)障害者支援施設と同一
- (ウ) 共同生活援助事業
 - a 令和3年度評価結果における「特に良いと思う点」
 - (a) 障害者支援施設と同一
 - (b) 利用者に寄り添いながら家族との意思疎通を大切にするため、生活の 様子を伝え、家族との信頼関係が築かれている。
 - (c) 利用者・家族の納得を得て、利用者個々の状況を丁寧に把握しながら、 個別支援計画に基づいた支援を実施している。
 - b 令和3年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」
 - (a) 障害者支援施設と同一
 - (b) 職員一人ひとりの成長を後押しし、着実に経験を積み重ねていけるように、育成や定着に関する取り組みをさらに進めていくことに期待したい。
 - (c) 地域の中で自分らしく生きられるよう、地域での活動を充実させて、 障害への理解につなげる工夫が期待される。
 - c 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた計画
 - (a) 障害者支援施設と同一
 - (b) グループホーム連絡会にてグループホーム職員に求められる研修プログラム検討、グループホーム職員の育成状況に応じた研修参加を図っていく。
 - (c) ガイドヘルパーの積極的な活用、地域の行事(お祭りや防災訓練等) への参加等とおして、地域の方々の障害者理解に繋げていく。

事項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、第三者委員による苦情相談会の開催、電話・手紙・メール・FAX等の多様な受付窓口を設置し、苦情や要望を申し立てしやすい環境を作る。また、第三者委員の写真付きのポスターを廊下の掲示板に掲示するとともに、寄せられた苦情については、その都度、真摯に対応していく。

第三者委員(人数・属性等)	相談実施回数
2人(民間法人理事、地元市行政経験者)	年4回

ウ 利用者満足度調査の実施

利用者を対象に利用者満足度調査を行い、サービスの向上に努める。

実施内容(テーマ)	実施時期
施設のサービス全般について	2月

(3) アクション③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報や情報セキュリティ対策に取り組む。また、個人情報は施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報はID及びパスワードによる管理を徹底する。

イ リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会が中心となり、ヒヤリ・ハット事例の集計・分析に基づく事故防止策を実施する。また、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練を定期的に実施する。事故発生時には緊急時対応マニュアルに基づき適切に対応するとともに、重大事故発生時には速やかに危機管理委員会を開催し組織全体で危機管理を行う。

事項	実施回数等	内容•協力機関等
リスクマネジメント委員会	適宜	マニュアルの検証及び周知
緊急対応想定訓練	160	発作転倒・所在不明等(グループ ごと年2回程度)

ウ 感染症対策・新型コロナウイルス対策の徹底

コロナウイルスをはじめとする感染症対策については、感染症対策マニュアルに基づき、感染予防の徹底や感染拡大の防止に努めるとともに、嘱託医や看護師による「感染症に関する知識とその対応について」の研修を実施する。また、必要に応じて危機管理(感染症対策)委員会を招集して迅速かつ適切な対応を図る。

事項	実施回数等	内容•協力機関等
危機管理(感染症対策)委員会	適宜	感染症対策や事故対応

(4) アクション4 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

- ア 重度・最重度の障害があっても、利用者一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、 必要なサービスを利用しながら、ご本人が希望する地域で生活できるよう、相談 支援事業担当者が地域支援コーディネーターを兼務することで、地域生活移行に 向けた支援を行う。
- イ 丁寧なアセスメントにより抽出した地域生活移行への課題の解決に向けて、個別支援計画に沿って地域生活移行に向けた支援を行う。

- ウ 共同生活援助事業所「きらり」のユニット「きらり」「ウィズ」「けやき」「かえで」は、利用者が安心して生活できるよう、地域通所事業所やヘルパー事業所等の関係機関・事業所との連携を図りながら、充実した地域生活が継続できるよう取り組んでいく。
- エ 共同生活援助事業所「きらり」に、サービス管理責任者を配置しユニットを統括することで、ユニット間での連携及び支援体制の強化を図り安定した運営を行う。また、突発的な対応が必要な場合は、共同生活援助事業所「きらり」のユニット間に加え、本体施設と連携した対応を行う。

* 地域生活移行

	地域生活移行者	1人
*	地域や他施設への移行に向けた取組	
	グループホーム見学	1 🗆

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成 及び

アクション④ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学や実習養成校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。また、離職防止の観点から、風通しの良い職場作り(会議の中でユニットの課題等を職員同士で話し合える場の設定、サンクスカードの実施等)に取り組んでいく。

イ OJT推進体制の強化

若い職員が増える中で、質の高いサービスを安定的に提供するため、新任職員 育成担当者(チューター)を配置し若手職員の育成を進める。

強度行動障害者支援のエキスパート養成や先輩職員による支援技術の継承等 OJTによる人材育成を重点的に進めるとともに、サービス管理責任者や強度行 動障害支援者養成研修受講等の事業運営に必要な資格・研修については、計画的 に取得させていく。

職員一人ひとりが、組織(施設)の一員として職責を意識した役割と責任を果たしていく意識の醸成を図るとともに、次世代を担うチーフ、グループリーダーの育成を進めていく。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

事業団本部の人材育成方針及び研修計画に加え、施設独自の研修計画に基づき、 非常勤職員も含めた全職員に対して、高い支援力を備えた職員の育成を図る。

強度行動障害、重度の自閉症、てんかん等についての知識・技能を高めること

を目的に、中核職員やエキスパート職員については、外部研修への参加を行う。 また、支援困難ケースへの支援力の向上等に向けたスーパーバイズの活用を積極 的に進めていく。施設内研修では、受講者が職場に研修のフィードバックを行う 機会を設定するとともに、ユニット会議等でフィードバックとして活用できる報 告書としていく。効果的かつ効率的に職員全体の能力の向上を図り、知識やノウ ハウを利用者支援に反映させる仕組みを強化していく。

施設内事例研究を計画的かつ重点的に実施するとともに、東京都社会福祉協議会の強度行動障害のアドバンス研修への参加を進めていく。

職員が学びたいことや職員のキャリアアップに資する研修を行えるよう努めていくとともに、職員の自己啓発の場の充実を図り、資格取得(社会福祉士・介護福祉士等)を推奨していく。

研修内容	対象者	実施時期
新任•転入職員研修	該当職員	4月から
業務研修(感染症・救命)	該当職員	4月から
強度行動障害東社協アドバンス研修	指名•希望職員	4月から
虐待防止研修(悉皆)	全職員・グループホ ーム職員等	6・7月
行動障害研修	転入•新規職員	9月から
専門研修(キャリアパスに基づく研修)	指名•希望職員	4月から
園内事例研究発表会	全職員	発表12月
講師依頼研修	全職員•関係機関	年1~2回
スーパーバイザー研修	指名	4月から

エ 高い専門性を発揮できる職員の育成

事項	人数等
強度行動障害研修の受講者(基礎・実践)	基礎15人・実践2人

オ 外部専門家、外部医師等との連携

外部講師によるチューター研修の実施、支援困難事例へのスーパーバイザーの活用、利用者本位のサービスの徹底に向けた訪問相談員の活用等により、高い専門性を現場で実践できる職員の育成を図っていく。

また、強度行動障害支援者研修受講職員による施設内研修を実施することにより、職員の新任職員育成能力や支援技術の向上を図る。

(2) アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な利用者の受入れ

東京都の知的障害者入所調整に則り、対応が難しい、被虐待・強度の行動障害

等のある重度・最重度障害者を積極的に受け入れる。

緊急の短期入所については、空き状況や利用者の障害特性等を考慮しながら受け入れていく。

<参考令和4年1月1日現在>

医療的ケアを必要とする利用者の割合		11.3%(79人中 9人)
学的に対応生のも2利用者の割合	入所	31.6%(79人中25人)
強度行動障害のある利用者の割合 	通所	20.5%(34人中 7人)

イ 専門的な支援の充実

- (ア) 心理職、チーフやグループリーダーが中心となり、すべての利用者に強度行動障害の判定を行うとともに、判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた個別支援計画を作成する。
- (イ)強度行動障害や行動障害を有する利用者には、主治医と連携するとともに、 強度行動障害研修の既受講者や心理職等の専門職が協力し、施設で策定した「強 度行動障害対応指針」に基づく専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の 軽減に取り組む。
- (ウ) 心理的なアプローチによる支援が必要な利用者には、心理職による心理活動 や心理検査を実施する。
- (工)重度の自閉症やてんかん等を有する利用者には、東村山福祉園診療所や外部 の医療機関と協力して、医療と福祉が連携した総合的な支援を行う。
- (オ) 利用者の栄養ケアの充実を図るため、すべての利用者に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、安全な食事を提供する。
 - ()は心理的ケアを必要とする利用者の割合(令和4年3月1日現在)

 個別面接	延320人	心理療法、SST、知能検
他別則按	(全113人中32人28.3%)	査、相談・助言等

ウ 生活環境・日中活動の充実

- (ア)全ての利用者が平日は毎日日中活動に参加できるよう日中活動の拡充を図るとともに、利用者の障害特性に応じたメリハリの持てる活動プログラムの充実を図る。
- (イ)入所利用者と通所利用者が一体的に活動できるよう、活動メニューの編成 を行う。
- (ウ) 強度行動障害や重度の自閉症を有する利用者を対象とした日中活動グループを設置等、障害特性に応じた専門的な活動を実施する。
- (エ)外出の機会の増加や地域活動への参画、四季折々の行事の実施等、利用者の豊かな生活作りに取り組む。
- (オ)利用者が日中活動で制作した工芸作品や絵画作品を展示・販売する等、日

頃の活動の成果を発表できる場を設ける。(からんどりえ展・各種美術展等への出展)

(力) 休日活動や利用者の余暇時間の過ごし方等の充実を進める。

(3) アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

将来の福祉サービスを担う人材育成のため、実習生や施設見学等を積極的に受け入れていく。

事項	実人数/延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	12人/144人	大学·短期大学5校 専門学校1校
社会福祉士実習の受入れ	2人/24人	大学1校
施設見学の受入れ	50人/50人	福祉関係•公的機関等

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクション① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア 地域生活を支えるサービスの充実

短期入所は、利用者の障害特性等に配慮しながら、丁寧なアセスメントに基づいた支援を提供とするとともに、緊急利用の受入れ等セーフティネット機能の一環としての役割を果たしていく。

生活介護は、地域で生活する障害者のニーズに積極的に応えていくとともに、 利用者が安心した日中生活を送れるよう支援していく。

特定相談支援事業は、現在受けている利用者に対し、丁寧に対応し、地域で生活する障害者を支えるサービスを充実させる。

サービス内容	対象地域•対象者	利用者数	
短期入所事業	都内全域	延2,372人	
生活介護事業	東村山市・東大和市・小平市・ 東久留米市・西東京市	延6,935人	
特定相談支援事業	都内全域	180人 (モニタリング含む)	

(2)アクション③ 地域が求める役割を担い、地域と協働(コミュニティづくりや災害対応等)

ア 地域における公益的な取組

地域で暮らす障害者やその家族等からの障害特性や強度行動障害等の様々な相談、施設ホームページのお問い合わせフォームへの質問や相談等への対応等にも応じていく。

イ 多様な主体との連携

(ア) 地域住民との連携

震災等の非常時に備えて、東村山福祉園と合同で、自治会や福祉協力員等の 地域住民も参加する震災想定の総合防災訓練を実施することにより、災害時の 協力体制を築く。

(イ) 家族との連携

施設が主催する入所家族連絡会(ユニット懇親会含め)を年4回開催する。 家族連絡会で出された意見・要望等は、可能な限り、施設運営に活かしていく。

(ウ) ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行う。 ボランティア定着のために、ボランティア活動後には、日頃の活動時の困って いること等を確認し、助言を行う等し、次回の活動時に活かせるようにする。

事項	延人数	内容
日常生活支援	120人	生活棟内活動、デイセンター活動、園内環境整 備等
行事支援	60人	オータムフェスティバル・クリスマスコンサ ート等

ウ 地域との連携・協力関係の強化

- (ア)加入している自治会との連携を密にして自治会行事に積極的に参加する。
- (イ) 東村山市との福祉避難所の指定に関する協定書を締結し、要援護者の受入れ 等の防災に係る関係機関との連携強化を図る。
- (ウ) 東村山市民産業まつりや福祉のつどい、ボランティアまつり等地域行事に積極的に参加し、利用者の製作品を販売するとともに、利用者が直接販売する等地域社会への参加を積極的に支援する。
- (エ) 地域交流室や多目的ホール等の施設開放を行う

エ 災害・防犯対策の取組強化

震災対応の事業継続計画(BCP)や消防計画に基づき、夜間を含む消防訓練を想定した避難訓練を毎月実施する。事業団全体の合同訓練へも参加し、災害時の食料等の備蓄は確実に行う。また、東村山市内の福祉避難所としての指定を受け、市との連携を図っていく。

事項	実施回数等	内容等
		震災想定、消防訓練(夜間想定を含
防災訓練	年12回	む)、地域住民・行政・消防署が参加
		し、東村山福祉園と総合防災訓練等

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1)アクション② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

経営会議及び毎月のチーフ会議では、施設のマネジメント機能を強化するため、 各ユニットの運営状況等に関わる諸問題や諸課題等を共有し、解決策を検討する とともに確実な進行管理を行う等、運営・経営に関して、活発な議論を行い、効果 的かつ効率的な経営体制を強化する。

(2) アクション③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

重度の介護や睡眠状況の把握が必要な利用者への安全な支援、職員の介助負担 軽減のために、必要に応じて、眠りスキャンの導入を進めていく。

施設内虐待防止研修の効果測定や権利擁護に関する自己点検・相互点検等に I C T を導入し、「5 つのレス」を進める。また、支援の見える化や不適切な支援や虐待等を未然に防ぐ取組の強化に繋げていく。

(3) アクション4 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

毎日実施する朝礼において、各ユニットの状況報告等を行い、情報の共有化やユニット間での協力関係を築いていく。 夜勤職員を9名体制にし、夜間の連携をしっかりとれるような体制作りをする。

また、離職防止の観点からも、経営会議及び毎月のチーフ会議に加え、年2回の全体職員会議や各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場作りを推進する。また、安全衛生委員会を開催し、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

施設長・部門長は、定期的に各ユニット・活動室、グループホームを巡回し、利用者・職員の様子を確認し、声をかけ、コミュニケーションが取れる人間関係の構築を目指す。また、グループリーダーの執務場所をユニットのスタッフルームとし、職員が利用者支援等に関する相談を気軽にできる環境を作っていく。

職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(4) アクション⑤ コンプライアンスの推進

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員 一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
	. 0 0 / 0